平成２１年（フ）第２８７号
奈良県大和高田市大字有井72番地の１　リバーサイド高田103号室、住民票上の住所奈良県大和高田市大字有井72番地の１
債務者　山本真由美
１　決定年月日時　平成21年７月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３００号
奈良県葛城市長尾474番地14
債務者　松本　香織
１　決定年月日時　平成21年７月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３２７号
奈良県御所市大字櫛羅793番地の１
債務者　菱田　幸子
１　決定年月日時　平成21年７月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第６１４号
熊本市西原１丁目２番24―503号
債務者　石川　清司
１　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９７号
岩手県一関市千厩町小梨字西ノ前267番地
債務者　千田　哲哉
１　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１３３号
岩手県一関市萩荘字谷起島西方141番地18
債務者　沼倉　敬一
１　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１３４号
岩手県一関市萩荘字谷起島西方141番地18
債務者　沼倉　清志
１　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第５８２６号
大阪府守口市文園町10―15　関西医科大学附属滝井病院、住民票上の住所大阪府守口市梅園町８番６号
債務者　寺浦　俊昭
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０２号
熊本市下南部２丁目５番８―307号
債務者　後藤　仁美
１　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６３９号
熊本県菊池市泗水町永2784番地36
債務者　中村　辰広
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６４０号
熊本県菊池市泗水町永2784番地36
債務者　中村美恵子
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１９０６号
横浜市磯子区西町10番２号　たちばなビル30Ｂ号
債務者　松田　文江（旧姓瀬尾）
１　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９０７号
横浜市鶴見区馬場２丁目31番17号　晴見ハイツ302
債務者　山内　信洋
１　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９２０号
神奈川県藤沢市本町３丁目２番８―308号
債務者　猿橋　由美
１　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９４５号
横浜市神奈川区松見町３丁目526番地
債務者　八城　　篤
１　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４０号
岡山県倉敷市東塚４丁目16番43号
債務者　青木日出男
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１７６１号
横浜市青葉区すみよし台26番地４
債務者　大石久理子
１　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部